

契約日：令和 年 月 日  
利用者名： 様

## かりやど「短期入所生活介護兼介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

令和6年10月1日改正

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(岐阜県指定 第 2172600997 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 職員の配置状況.....	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
5. 苦情の受付について.....	9
6. 事故発生時の対応.....	9
7. 身体拘束防止について.....	10
8. 虐待防止について.....	10
9. 業務継続計画の策定について.....	10
6. 個人情報保護についての同意事項.....	17
7. 身体拘束その他の行動制限防止に係る同意事項.....	18

#### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 柊和会  
(2) 法人所在地 岐阜県揖斐郡揖斐川町黒田419番地3  
(3) 電話番号 0585-22-5511 (代)  
(4) 代表者氏名 理事長 小林 チドリ  
(5) 設立年月 平成18年9月29日

#### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 短期入所生活介護兼介護予防短期入所生活介護事業所  
平成19年9月14日指定  
有効期間：令和元年10月2日～令和7年10月1日  
岐阜県 2172600997 号

※当事業所は特別養護老人ホームかりやどに併設されています。

- (2) 事業所の目的 短期入所生活介護兼介護予防短期入所生活介護  
(3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム かりやど  
(4) 事業所の所在地 岐阜県揖斐郡揖斐川町黒田419番地3  
(5) 電話番号 0585-22-5511 (代)  
(6) 事業所長(管理者) 施設長 小林 チドリ  
(7) 当事業所の運営方針

1. 人生の先輩から生きる知恵を学びます。
2. 安らぎのある生活を大切にします。
3. 家族との笑顔が広がる空間をつくります。
4. 近所付き合いを深めていきます。
5. 楽しみや悩みそして喜びを分かち合います。

- (8) 開設年月 平成19年10月2日

- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
窓口受付時間	毎日 8時30分～17時30分 日・祝日は、担当者が不在の場合があります

- (10) 利用定員 20人

- (11) 通常の送迎の実施地域 揖斐郡

- (12) 居室等の概要 当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	20室	ベット、タンス、洗面所
キッチン	2室	
食堂・リビング	2室	
和室	2室	
個浴・特浴	3室	個浴・一般浴・機械浴
医務室	1室	
		[主な設置機器] 車椅子、ストレッチャー、リクライニング車椅子

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。但し後記のサービス利用料金は必要です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況

により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準	保 有 資 格
(1) 施設長（管理者）	(1名)	1名	社会福祉施設長資格認定講習課程
(2) 介護職員	(24名以上)	特養、短期入所 合わせ24名 特養：17名 短期入所：7名	介護福祉士、介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修、ヘルパー2級、認知症介護基礎研修※有資格者以外も配置
(3) 看護職員	(3名以上)	特養、短期入所 合わせ3名 特養：2名 短期入所：1名	准看護師、正看護師
(4) 生活相談員	(1名以上)	1名	介護福祉士又は社会福祉士
(5) 機能訓練指導員	(実人数2)	1名	准看護師、正看護師
(6) 介護支援専門員	(1名)	1名	介護支援専門員
(7) 医師（非常勤）	(実人数1名)	1名	医師
(8) 管理栄養士	(1名)	1名	管理栄養士

※常勤換算（ ）は、特養と兼務です。

※施設長は特養・ショートステイ・デイサービスの管理者を兼務します。

〈主な職員の勤務体制〉

職種	勤務区分	始業時間	就業時間	休憩時間
施設長 (管理者)	日勤			
施設長代理	日勤			
介護 職員	早出○	7:00	16:00	12:15～13:15
	早出●	8:00	17:00	12:15～13:15
	日勤◎	9:00	18:00	12:15～13:15
	遅出△	11:00	20:00	15:00～16:00
	遅出▲	13:00	22:00	15:00～16:00
	夜勤★	22:00	7:00	仮眠深夜 1 時間
看護 職員	日勤	8:00	17:00	12:15～13:15
	遅番	9:00	18:00	12:15～13:15
機能訓練 指導員	看護職員が兼務			
事務員 相談員 居宅 栄養士	早出	8:00	17:00	12:00～13:00
	日勤	8:30	17:30	12:00～13:00

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）\*

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に基づき、利用料金の9割～7割が介護保険から給付されます。〈サービスの概要〉

##### ①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方は機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ②排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な

機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

#### ④送迎サービス

ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、事業実施地域内は送迎加算 184 円と事業実施地域を超えてからご自宅までの交通費実費をご負担いただきます。

#### ⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

#### <サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第8条参照)

利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に基づき、1割～3割の額とします。介護保険負担割合証をご提示ください。

		介護保険対象		介護保険対象外		日額
		介護費用	体制加算	食費 (日額) ※おやつ代 50円含む	居住費 (日額)	
			サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)			
個室	要支援1	529	6	1,600	2,090	4,225
	要支援2	656				4,352
	要介護1	704				4,400
	要介護2	772				4,468
	要介護3	847				4,543
	要介護4	918				4,614
	要介護5	987				4,683

※上記料金に体制加算として下記加算を算定致します。

- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の13.6%/月

☆**令和6年10月1日**現在の金額です。介護報酬改正等により、金額は変更となる場合があります。その場合変更後の金額が適用されます。

☆上記以外に個別対応を実施した場合、別途、加算を算定します(対象者のみ)。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただ

きます。

☆利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（２）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 給食費：１，６００円／日

※お節等の行事食：実費

※栄養補助食品（食事とは別に提供した場合）：実費

② 居住費：２，０９０円／日

③理美容サービス：実費

④その他日常生活費：実費

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第８条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月２８日までにご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第９条参照）

○入所及び退所時刻は、利用開始日の入所時刻及び利用終了日の退所時刻は、原則、午前８時３０分から午後５時３０分の間となっております。※但し、特段の事情がある場合、ご相談の上、対応させていただきます。

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施当日の８時までに事業者に申し出て下さい。

○緊急利用時、食事は代替メニューとなります。

○利用予定当日の８時まで申し出がなく、利用の中止をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。

○但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありませんが必ず施設までご連絡をお願いします。

利用予定当日８時まで申し出があった場合	無料
利用予定当日８時まで申し出がなかった場合	当日の食事代金

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

## 5. 苦情の受付について（契約書第22条参照）\*

当施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じます。

(1) 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【職名】 生活相談員 村瀬 崇

○苦情解決責任者

【職名】 施設長 小林 チドリ

○苦情解決第三者委員

法人より外部の適任者へ委嘱 2名

○受付時間 8：30～17：30

※施設内事務所カウンターに「目安箱」も設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

揖斐川町役場 住民福祉部福祉課	所在地 揖斐郡揖斐川町三輪133番地 電話番号 0585-23-1341 受付時間 月～金曜日 8：30～17：30
池田町役場 保険年金課	所在地 揖斐郡池田町六之井1468-1 電話番号 0585-45-3111 受付時間 月～金曜日 8：30～17：30
大野町役場 民生部健康推進課	所在地 揖斐郡大野町大字大野80番地 電話番号 0585-34-1111 受付時間 月～金曜日 8：30～17：30
揖斐広域連合 介護保険課	所在地 揖斐郡揖斐川町上南方1-1 電話番号 0585-23-0188 受付時間 月～金曜日 8：30～17：15
岐阜県 国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 電話番号 058-275-9826 受付時間 月～金曜日 9：00～17：00

## 6. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、関係市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。ただし、当事業所の責に帰するべからざる事由による場合はこの限りではありません。
- (3) 事故の状況及び採った処置等について記録するとともに、委員会等において事故原因を解明し、対策を講じます。事故防止対策については関係職員に周知徹底します。

## 7. 緊急時等の対応について

- (1) 施設サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、

速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を取ります。

- (2) 施設は、配置医及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めます。また、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行います。

## 8. 身体拘束防止について※「身体拘束その他の行動制限防止に係る同意事項」にも記載

(1) 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の期間等を記載した同意書、経過観察・検討記録等の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う場合があります。

(2) 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を毎月開催します。また、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

## 9. 虐待防止について

(1) 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④ 上記の措置を適切に実施するため担当者を設置します。

(2) 施設サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

## 10. 衛生管理について

施設は、感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を毎月開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ④ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ⑤ 職員に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施

施します。

- ⑥ 上記の措置を適切に実施するため担当者を設置します。

### 1 1. 業務継続計画の策定について

- (1) 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画（BCP）」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 施設は、職員に対し、業務継続計画（BCP）について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 施設は、定期的に業務継続計画（BCP）の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 1 2. ハラスメント対策について

施設は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
- ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
  - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
  - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びご家族等が対象となります。
- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置を講じます。
- ⑤ 上記の措置を適切に実施するため担当者を設置します。

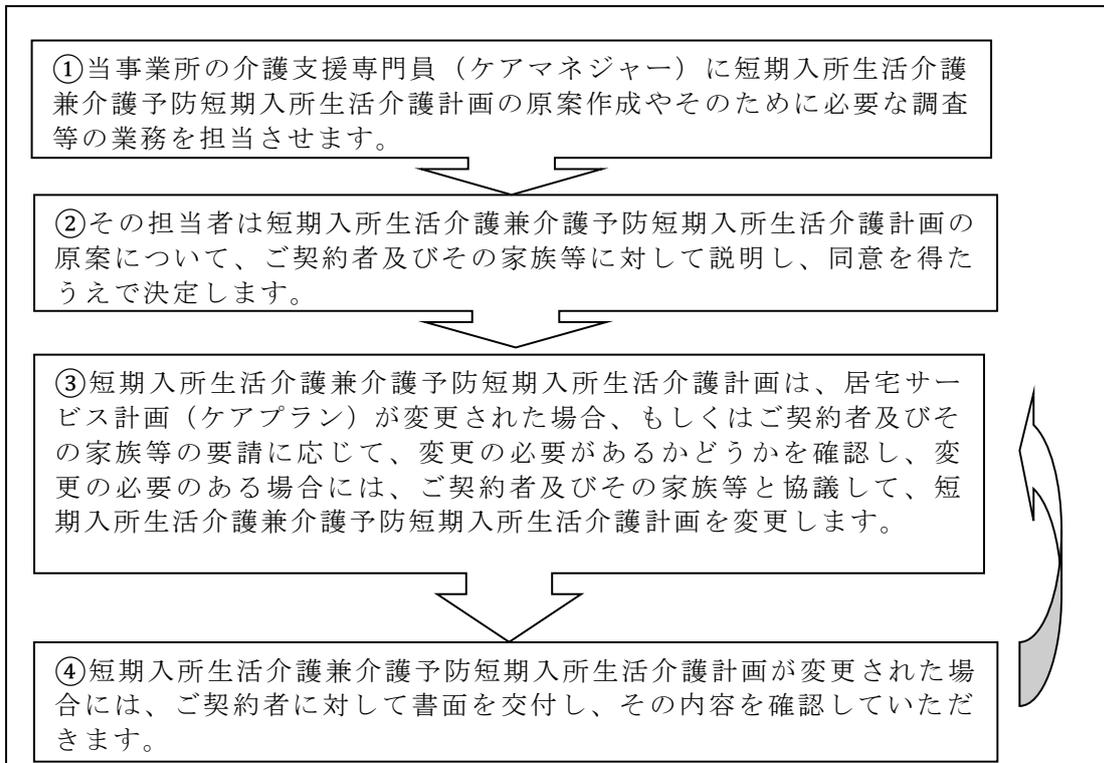
### 1 3. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保について

施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催します。

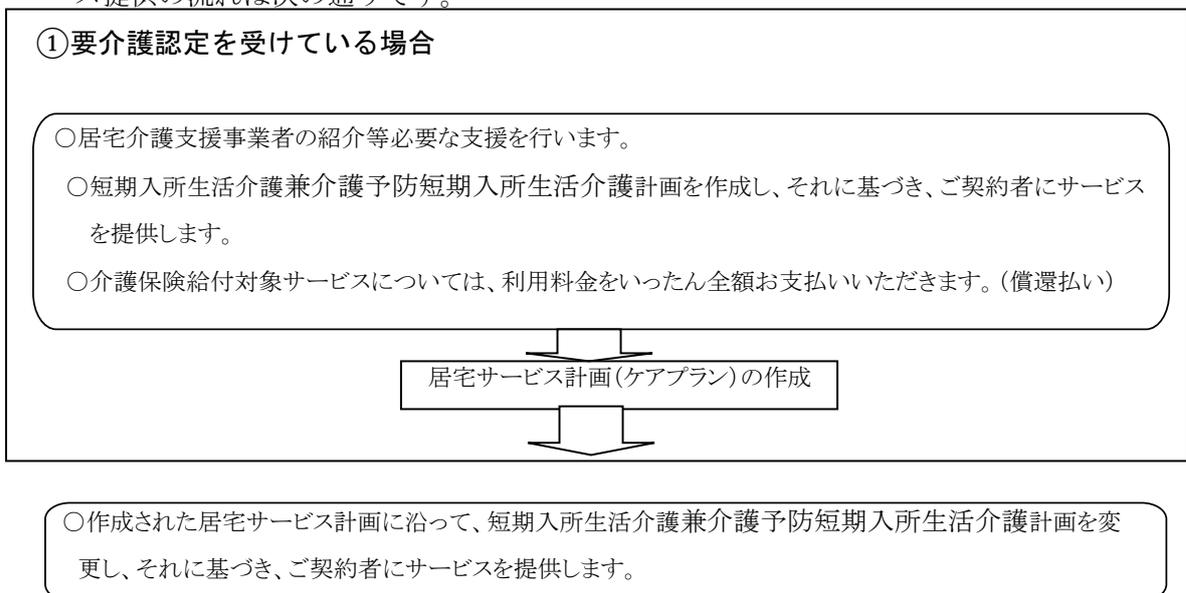
### 1 4. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サー

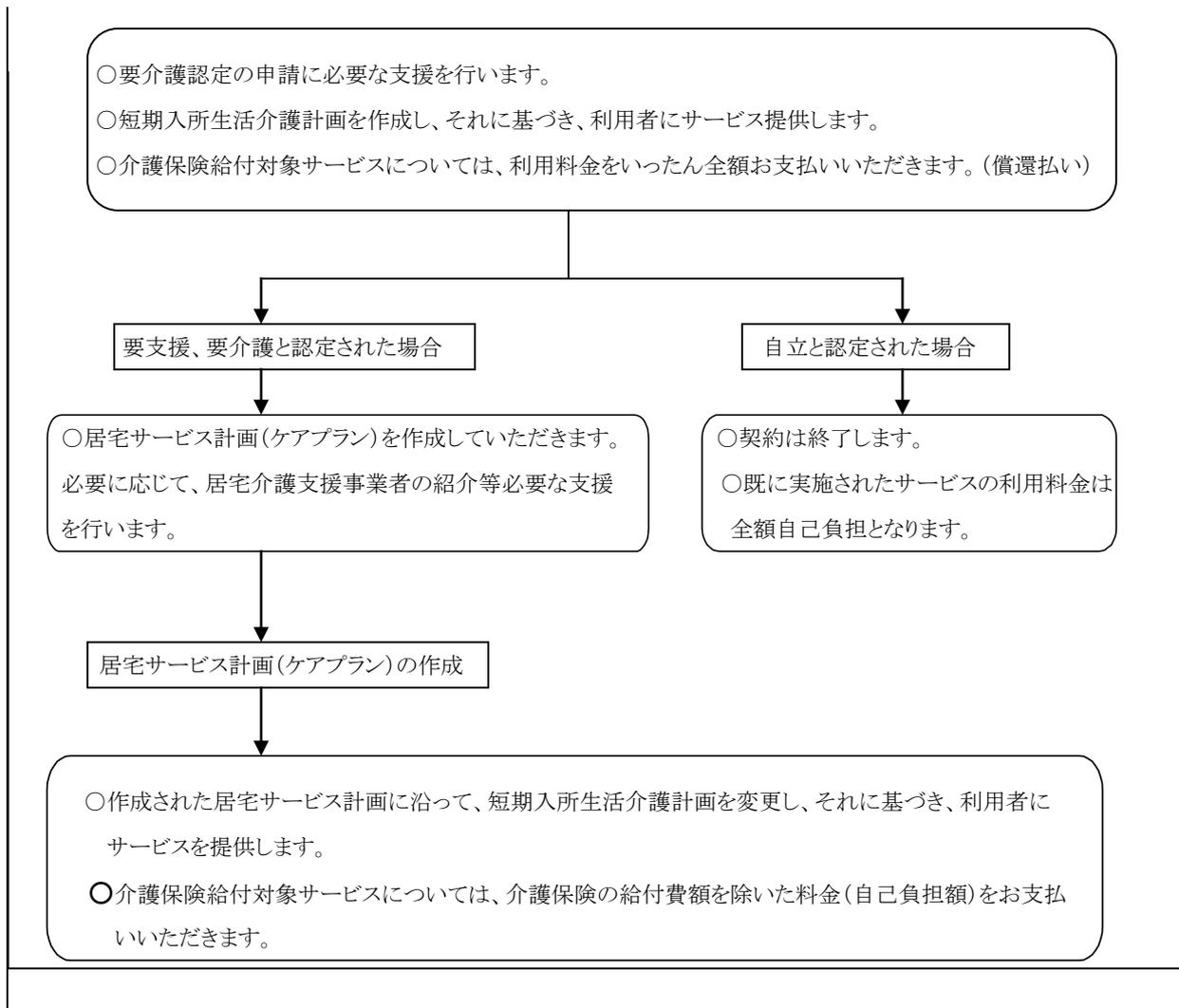
ビス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



（2）利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。



## ②要介護認定を受けていない場合



### 15. サービス提供における事業者の義務(契約書第11条、第12条参照)

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)職員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏

らすことがないよう必要な処置を講じます。

ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

## 16. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 面会

面会時間 8:30～17:30

※感染症流行状況により、長期間面会を制限する場合がございます。

※発熱等の症状がある方は面会が出来ません。

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

※なお、来訪される場合、持ち込み品は、必ず職員にお知らせください。

### (2) 貴重品（金銭含む）及び所持品について

原則、金銭、貴重品及び食べ物等は持ち込み禁止です。施設での管理はいたしません。

但し、特段の事情がある場合、ご相談の上、対応させていただく場合がございます。

※施設の許可なく持ち込みをされ、紛失、破損、それに伴う事故等の損害が生じてもその責任を負いかねます。

### (3) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (4) 喫煙

館内は全面禁煙となります。

### (5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療医院・機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記協力医療医院・機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記協力医療医院・機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

#### 協力医療機関

医療機関の名称	小林医院
---------	------

所在地	岐阜県揖斐郡揖斐川町黒田 439 番地
診療科	内科

医療機関の名称	西濃厚生病院
所在地	岐阜県揖斐郡大野町下磯 293 番地 1
診療科	内科 外科

医療機関の名称	新生病院
所在地	岐阜県揖斐郡池田町本郷 1551 番地 1
診療科	内科 外科

協力医療機関について

- ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保しています。
- ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保しています。
- ③ 利用者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保しています。

#### 17. 損害賠償について（契約書第 14 条、第 15 条参照）

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、1. 利用者に故意又は過失が認められる場合、2. 予見できない事故等の場合には、事業者の損害賠償責任を減じる又は免じる場合があります。

#### 18. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 17 条参照）

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>① 利用者が死亡した場合</li> <li>② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合</li> <li>③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合</li> <li>④ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li> <li>⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li> <li>⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下</li> </ol> |
|--|

さい。)

⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

**(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 18 条、第 19 条参照）**

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約をお申し出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護兼介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

**(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 20 条参照）**

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

**(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 17 条参照）**

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

**19. 利用に伴う同意書について**

重篤な病気の方、急変の可能性のある方の利用について、担当者会議を開催し、利用の可否を協議します。必要に応じて、別途、同意書をいただきます。

第三者評価の実施状況

実施の有無	有	・	無
-------	---	---	---

## 個人情報保護についての同意事項

### 《個人情報保護方針》

施設は、個人情報は個人の人格の理念の下に、特段の配慮をもって取り扱うべきものであり、個人情報の保護の重要性を強く認識しています。以下の個人情報保護方針を定め、役員並びに職員一同はこの方針に従い、個人情報の適正な取扱い、管理に努めます。

#### 1 個人情報の取得・利用・提供

施設が利用者及び家族から個人情報を取得する場合には、その利用目的を明示し、目的達成に必要な限度で、公正かつ適正な方法にて、個人情報の取得・利用・提供を行います。

#### 2 個人情報の適正管理

施設が利用者及び家族から取得した個人情報は、安全にかつ正確に管理します。また、業務を外部に委託し個人情報を預託する場合は、当法人の厳正な管理の下で行います。

#### 3 個人情報の開示等

施設は、利用者及び家族の権利と責任において、最適なサービスを受けられるよう、個人情報に関する受付窓口を設置し、個人情報の開示等を行います。

#### 4 法令・規範の遵守

施設は、個人情報の取扱いについて、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守するとともに、個人情報保護規定を策定し、その規定に準拠した行動に努めます。

#### 5 教育の実施及び継続的な改善

施設は、役員及び職員に当方針や個人情報保護規定を周知しその内容を徹底する等の教育活動を実施します。また個人情報に関わる規定・体系・体制を適宜見直し、定期的に改善を行います。

#### 6 個人情報の使用について

個人情報については上記の内容に従い適正に取扱い、管理に努めますが、下記のように必要最低限で使用、提供することがあります。

### 《利用目的》

1. 介護保険における有効期間の変更・申請手続きのため
2. 介護計画（ケアプラン）の立案
3. 医療機関・福祉事業者・介護サービス事業者・地域包括支援センター・自治体の連絡調整
4. 主治医に意見を求めることが必要な場合
5. 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議やサービス提供に必要な場合
6. 上記に関わらず、緊急を要する時の連絡
7. 居室への名札付け及び写真等の掲示・広報誌・ホームページへの掲載等
8. 大学等の研究機関による学術調査

## 身体拘束その他の行動制限防止に係る同意事項

施設では、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。施設では身体拘束防止に関し、次の方針を定め、常に施設内に周知徹底させ、身体拘束ゼロを目指します。

### 《基本方針》

- 1 身体拘束を必要としない状態の実現を目指し、施設が一丸となって身体拘束防止に取り組めます。
  - 2 利用者の人格を尊重し、すべての職員が身体拘束防止に関して共通の認識と行動を持つように努めます。
  - 3 事故が起きない環境を整備し、柔軟な応援体制を確保します。
  - 4 常に代替的な方法を考えやむを得ず身体拘束を行う場合は極めて限定的に行います。
- ※上記のように、当施設は身体拘束ゼロを目指しています。しかし、生命の危険を伴う場合及び、他利用者に危険を及ぼすと思われる場合は身体拘束の排除マニュアルにある手続きと、3つの要件（①切迫性、②非代替性、③一時性）を満たすときのみ例外的に認められることがあります。
- 5 施設の基本方針に従い職員への周知徹底し、認知症高齢者のケアと事故予防への積極的な取り組みと家族への説明を行います。

### 《身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針》

介護に携わるすべての職員に対して、身体拘束と人権を尊重したケアの励行を図り職員研修を行います。

- 1) 定期的な教育・研修の実施及びその他必要な教育・研修の実施
- 2) 新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施

### 《利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針》

身体拘束防止マニュアルは、利用者・家族・職員等がいつでも自由に閲覧できるようにします。

令和 年 月 日

短期入所生活介護兼介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項及び個人情報保護についての同意事項、身体拘束その他の行動制限防止に係る同意事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 社会福祉法人柘和会 特別養護老人ホームかりやど

生活相談員

氏名 \_\_\_\_\_

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項及び個人情報保護についての同意事項、身体拘束その他の行動制限防止に係る同意事項の説明を受け、これらを十分に理解した上で短期入所生活介護兼介護予防短期入所生活介護の提供開始に同意します。

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

印

契約責任者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

印

(続柄: \_\_\_\_\_)

## 重要事項説明書付属文書

### 1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階

(2) 建物の延べ床面積 3,669.40 m<sup>2</sup>

#### (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設]

平成19年9月3日指定

岐阜県 2172600989 号 定員50名

[通所介護兼介護予防通所介護]

平成19年9月3日指定

岐阜県号 2172601003 号 定員20名

[居宅介護支援事業所]

平成24年3月1日指定

岐阜県号 2172601136 号

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

介護職員...利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員...ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

2名の生活相談員を配置しています。(特養利用者と兼務します)

看護職員...主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。(特養利用者と兼務します)

1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員...利用者の機能訓練を担当します。

看護師が兼務します。

介護支援専門員...利用者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

医師...利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

特養利用者と兼務します。